

# 入間市ヤングケアラー 支援マニュアル

【関係機関・事業者・団体版】

入間市 こども支援課

令和7年4月 改訂

## 〈 目 次 〉

1. はじめに	・ ・ ・ P1
2. ヤングケアラーとは（定義）	・ ・ ・ P2
3. なぜ支援が必要なのか	・ ・ ・ P2
4. ヤングケアラーの現状	・ ・ ・ P3
5. 気づきの視点	・ ・ ・ P4
・ 相関図	・ ・ ・ P5
6. アセスメントについて	
1) アセスメントの視点	・ ・ ・ P6
2) アセスメント・リスク判断の必要性	・ ・ ・ P6
7. 相談対応フローチャート	・ ・ ・ P7
・ フローチャート【初期相談】・【受理・支援】	・ ・ ・ P8、9
・ 関係図、組織一覧	・ ・ ・ P10～12
8. 対応する際の注意事項	・ ・ ・ P13
9. 根拠法令	・ ・ ・ P14
10. 相談・連絡先	・ ・ ・ P14

## 付録

- ・ 初期情報シート（様式2）

## 1 はじめに

急速な高齢化の進行、在宅介護の推奨等により、誰もがケアラーになる可能性が高まっています。介護や看護、子どもやきょうだいの世話・家事などにより、ケアラーに大きな負担がかかっている現状にあり、18歳未満の若い世代においても家庭内のケアが分担され、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

この様な背景から、埼玉県では、令和2年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」を制定し、「埼玉県ケアラー支援計画」を策定しました。

市では、県の計画に基づいたケアラーへの支援を推進するにあたり、家庭において決定権を持たず、自ら声をあげられないヤングケアラーへの支援に取り組むことが重要と考え、第一期として令和3年7月に市内小・中・高校生及び学校教諭を対象にヤングケアラー実態調査を行いました。調査の結果、当市においても一定数のヤングケアラーが存在していることや孤立している状況、相談の場を求めていることなどが明らかになり、令和4年7月に入間市ヤングケアラー支援条例を策定しました。

令和6年7月～令和7年1月に第二期の調査として市内小・中学生を対象に動画視聴と記名式アンケートを実施し、ヤングケアラーの可能性がある子どもに個人面談を実施し、状況やニーズの把握を行いました。家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく周囲の大人のみならず、こども自身や家族もそのしんどさに気づいていないことが明らかになりました。

第一期、第二期の取り組みから、こどもたちが抱える問題を解決するためには、こどもたちの身近なところで多機関が連携し、ひとりひとりの子どもの状況にあわせたきめ細やかな寄り添い支援をすることが必要であると考えられます。

ヤングケアラー支援にあたっては、支援が必要なヤングケアラーを早期に発見し支援につなげることが最も重要ですが、十分に把握するには時間がかかると認識しています。ヤングケアラーに気づくための視点、状況把握するためのアセスメントの必要性等を理解し、共通認識を図ることを目的として、ヤングケアラー支援マニュアルを作成しました。本マニュアルに基づき、関係各課と連携してヤングケアラーを切れ目なく支援し、全ての子どもが健やかに成長できる環境を整えていきます。

## 2 ヤングケアラーとは（定義）

「ヤングケアラー」とは、法律上の定義はありませんが、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どもとされています。

（一般社団法人日本ケアラー連盟のヤングケアラープロジェクトより）

《こんな人がヤングケアラーです（イメージ）》



出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

## 3 なぜ支援が必要なのか

本来守られるべき、こども自身の権利を侵害されている可能性があります。

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的におこなっていることにより、自分がやりたいけどできないことが生じてしまい、本来守られるべき、こども自身の権利を侵害されている可能性があります。

本人の育ちや教育に影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、自身が自覚のないままヤングケアラーとなっている子どもの場合、本人の育ちや教育に影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーは、大人になってから仕事がうまくいかない、友人関係が築けない、周囲を頼れないなどの課題を抱え込んでしまうケースもあるため、他者から助けられる経験を重ねることが将来のためにも重要です。ヤングケアラーの支援にあたっては、こどもへの支援の必要性やどのような支援を必要としているか（ニーズ）を確認した上で、必要な支援や関係機関に繋いでいくことが必要となります。また、関係機関が繋がり、情報共有を図り連携して支援していく必要があります。

児童虐待（特にネグレクト）に該当している場合もあります。

ネグレクトは、生活習慣の要素があるため、身体的なものと比較してこども自身が「虐待」ということに気づきにくいという特徴もあります。さらには、こども自身が現在置かれている状況に違和感を持っていても、親やケアする相手をかばったり、周囲に気を使い、自分では言い出せないこどもも多いと言われています。周囲が虐待の視点も持つて対応していく必要があります。

## 4 ヤングケアラーの現状 ~R6年実施の入間市実態調査結果より~

### ○ヤングケアラーについて理解（「理解できた」という割合）

小学生（1～3年生）	小学生（4～6年生）	中学生
88.5% (2,305人)	99.0% (2,747人)	99.0% (2,782人)

### ○ケアを受けている人の有無（「いる」と答えた割合）

小学生（1～3年生）	小学生（4～6年生）	中学生
12.0% (308人)	5.0% (135人)	4.8% (134人)

### ○自分がヤングケアラーだと思うか（「思う」と答えた割合）

小学生（1～3年生）	小学生（4～6年生）	中学生
9.0% (234人)	1.9% (55人)	1.8% (51人)

### ○相談できる人、理解者の有無（「いる」と答えた割合）

小学生（1～3年生）	小学生（4～6年生）	中学生
55.2% (1,439人)	62.6% (1,776人)	77.7% (2,183人)

### ○今の気持ちを誰かに話したいと思うか（「話したい」と答えた割合）

小学生（1～3年生）	小学生（4～6年生）	中学生
35.9% (936人)	28.5% (807人)	33.3% (936人)

## 5 気づきの視点

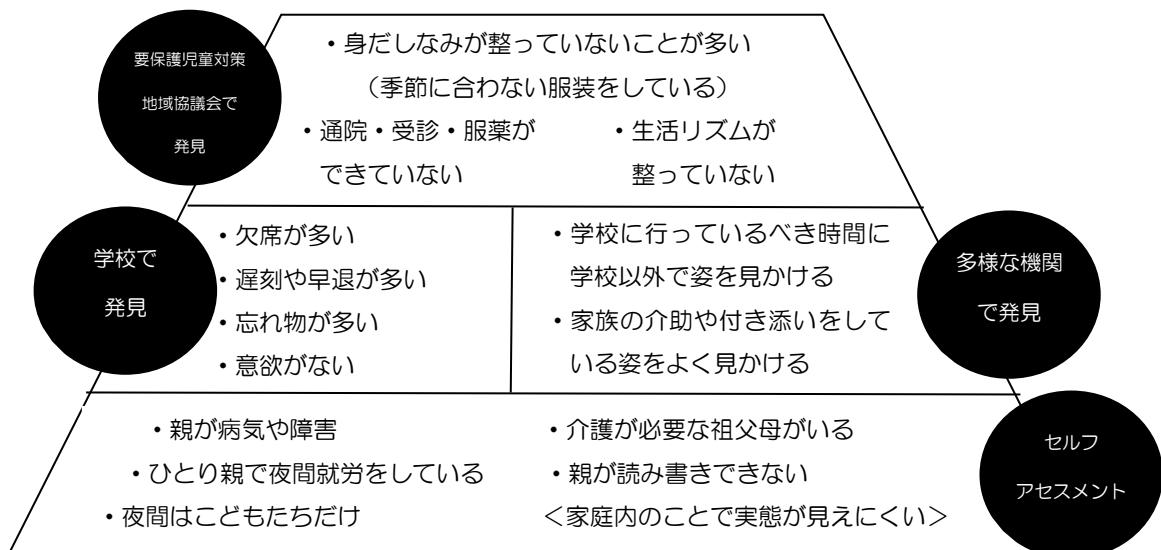
家事や家族の世話の多くは家庭内で行われているため、子どもがケアを担っているかについて、家族以外が把握することは容易ではありません。また、ヤングケアラーであることを自覚している子どもの割合は少なく、ケアについて相談をしたことがある子どもも少ないのが実情です。

周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づくことが重要です。  
「ヤングケアラーではないか」という視点がないと見過ごしてしまいます。

ヤングケアラーを含めた家族は、コミュニティの中で生活をしているため、第三者（学校、福祉、介護、医療等）が気づくことも重要です。

「ヤングケアラーではないか」という視点で改めて、子どもやその家族を見直すことが必要となります。「ヤングケアラー」の早期発見のための初期情報シートを活用し、早期にヤングケアラーを発見するとともに、ヤングケアラーが疑われる場合には、子ども支援課（子ども家庭センター担当）、総合相談支援室に繋ぐことも大切となります。ヤングケアラーの実情やニーズを把握し、支援（含む見守り）に繋いでいくためにも第三者の役割（相関図参照）が重要となります。

### 多様な視点からヤングケアラーを把握する

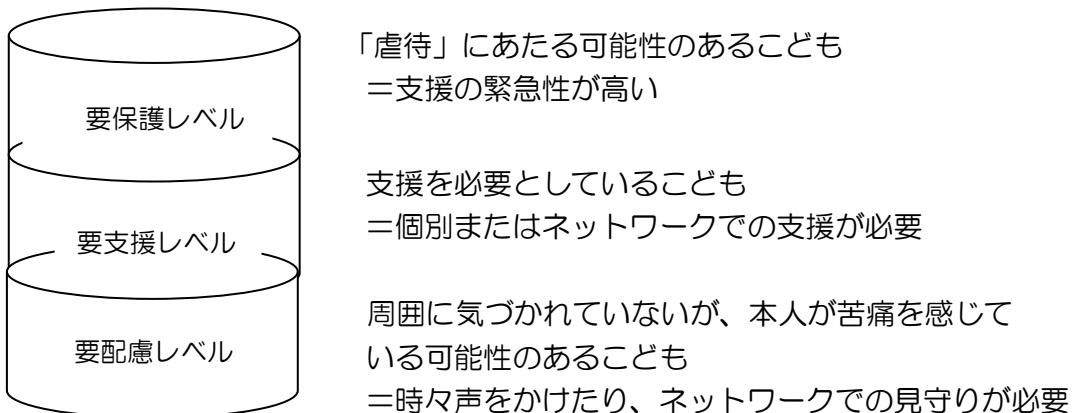


## 6 アセスメントについて

### 1) アセスメントの視点

ヤングケアラーの支援は、国のガイドラインでも示しているように、「子ども自身と問題やニーズを共有し、どうしていくかと一緒に考え、解決していく」ものであり、家族の状況や家族の中での子どもの役割や様子だけでなく、「子ども自身がこの状況をどう思っているか」、「どうしたいと思っているか」といった子どもの思いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。また、一つの市関係部署や関係機関等での関わりにとどまらず、関係する他の市関係部署に繋ぐ・繋がることで、状況を共有し、連携してネットワークで支援していくことが必要となります。

### 2) アセスメント・リスク判断の必要性



- ・ヤングケアラーに気づくためには、アセスメントの実施が重要です。支援を必要としているヤングケアラーを少しでも多く把握するためには、子ども自身や学校、その他、多様な関係機関の理解・協力が必要であり、初期情報シートの活用や展望が望まれています。
- ・アセスメントに際し、緊急性や深刻度を判断し、「虐待」にあたる場合には、子ども支援課（子ども家庭センター担当）に繋ぐ必要があります。
- ・学校は、子どもが多くの時間を過ごす場所であり、子どもの様子がわかることから、チェックする視点の可視化や共有化をすることは、情報収集等も効果的にできるため、学校の先生と一緒にアセスメントを行える体制・連携が期待されます。
- ・福祉、介護、医療等の機関からの情報収集を行ったアセスメントも有効と示唆されています。本支援マニュアルにおいても、アセスメントの実施にあたっては、多様な視点からヤングケアラーを把握するため、学校、福祉、障害、医療等の情報共有が可能な初期情報シートを活用して実施することを適切な手法としていくものとします。
- ・初期情報シートと併わせ、適宜既存のツールを活用して子どもの状況を把握し、子ども及び家族への支援の必要性を確認します。当該関係機関のみでは子どもの状況の把握が難しい場合、必要に応じて他の関係機関等から情報収集を行い、アセスメントを実施していきます。

- ・アセスメントを行い、子どもの置かれている状況や、子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認していくことが大切です。子どもの権利を回復するために「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった障害福祉や高齢者福祉などのサービスに繋いでいく事が必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠となります。また、既存のサービスの枠内では対応が難しいニーズに対しては、柔軟に対応できる社会資源を生み出す視点も重要です。

## 7 相談対応フローチャート

### ①初期相談・相談受付

→市民、関係機関から情報提供あるいは、相談を受けた市関係部署（関係図、組織一覧参照）は、既存の相談受付票を活用するなどし、初期相談等に応じる。その際、可能な範囲で初期情報シート（様式2）を記入する。

### ②スクリーニング（アセスメント・緊急性や深刻度の判断）

→初期情報シートの活用、他の市関係部署への情報収集などにより、アセスメント・リスク判断を行う。  
→上記の結果、ヤングケアラーの可能性がある場合、子ども支援課（子ども家庭センター担当）に繋ぐ。

### ③受理

→子ども支援課にて、市関係部署等から聞き取った内容、初期相談シートをもとに、調査票（様式3）フェイスシート（様式4）の作成、起票を行い、受理会議を開催する。

### ④支援方針の検討・決定

→課題の明確化、目標の共有を図り、利用できるサービス・社会資源の活用、連携方法の検討のためのケース会議（子ども支援課子ども家庭センター担当、市関係部署、関係機関）を開催する。プランニングシート（様式5）を作成し、支援方針及び、市関係部署、関係機関での役割分担を決定する。

### ⑤関係機関、地域のネットワークへ

→関係機関、地域のネットワークへ繋ぎ、支援制度や見守り、サポートを実施、モニタリングを行い、適宜ケース会議を開催、支援方針等の見直しを行う。経過情報・再プランニングシート（様式7）

## 8 対応する際の注意事項

### (1) 「ヤングケアラー」であることを、多くの子どもやその家族等が認識していない

- ・「支援が必要な状況であること」を子ども及び保護者等が認識していないことが多い、支援の必要性を認識していない場合、外部の人・機関が家庭内の事情に関わることに抵抗感を持つことがあります。まずは、ヤングケアラーが自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるように向き合うことから始める必要があります。

### (2) ケアを担っていることを否定しない

- ・ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たり前だと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合もあります。ケアを行っていることを否定したり、逆に過度に評価するのではなく、状況を認めた上で、「いつでも助けを求めていい」「自分の人生を生きててもいい」ということを伝え、他の選択肢もあると示すことが重要です。親や家族に対して否定的な態度を取ったり、親や家族を追い込むような非難や支援をしてしまうことは、子ども自身を苦しめる可能性もあります。「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう、十分留意してください。

### (3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

- ・支援を受けることの必要性は理解・納得していても、「支援を受けている」ことを恥ずかしい thought たり「支援が必要な家族がいる」「自分が家族のケアをしている」ことを周囲に知られたくないと思う子どもも少なくありません。相談対応や支援にあたっては、ヤングケアラー自身やその家族が周囲から偏見を持たれないよう、十分に配慮した対応が必要です。またヤングケアラーが周囲に相談したことを家族に知られたくないという場合もあるため、その点にも留意する必要があります。

### (4) ヤングケアラーの子どもを子ども扱いしない

- ・周囲の大人は、子どもだからまだ知らなくてよい、心配させたくないから言わないでおこうと考え、ヤングケアラーに家族の障害や病気などを教えることを控えることがあります。ヤングケアラーは家族のケアを担っている分、同年齢の子どもと比べて責任感や自分で理解する力を持っており、家族の状況を分かりやすく伝えるなど必要な情報を伝えてあげることが重要です。利用できる福祉サービスなどの情報を提供することで、ヤングケアラーの負担軽減につながる可能性もあります。

### (5) こどもに対するメンタル面でのサポート

- ・ヤングケアラーと接する際は、「家族の状況やケアについて、誰かに話せているか」「本人が相談できる、理解してくれると思える相手が近くにいるか」を確認してください。支援を受けることによりケアから解放されたり、ケアを軽減された場合、そのことに罪悪感を抱いてしまう場合も多いと言われています。そのため、メンタル面をサポートしつつ、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言してくれる存在となることが重要です。ヤングケアラーは、支援を受けることよりも、自分の今の状況を知ってもらいたいと考えていることも多いため、子どもの話に耳を傾けることも重要です。

#### (6) こども自身を必要な支援に繋ぐ

- ・家族等へのサービス提供による子どものケアの解消や軽減だけでなく、こども自身に支援が必要な場合、関係機関に繋ぐ必要があります。

#### (7) 家族調整

- ・ヤングケアラーがいる家庭は、こどもがケアをすることで、その家庭のバランスが取れている状態で、ヤングケアラーが抜けられない家族システムとなっており、ヤングケアラーの支援においては、その家族システムの調整が必要となります。ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っていることもあります。家族に対する直接的なアプローチが難しい場合もあり、ヤングケアラーが担っているケアをサービスに繋ぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要です。

#### (8) 年齢によらない支援の構築

- ・ヤングケアラーの中には、18歳を超えてもケアが継続する場合があります。また、その際にケア責任がより重くなることもあります。そのため、18歳を境に支援が途切れないよう、市関係部署、関係機関等が協力し、年齢によらない総合的な支援を構築しておく必要があります。

## 9 根拠法令

- ・子どもの権利条約（日本は1994年に批准）
  - 第2条 差別の禁止/第12条 意見を表す権利
  - 第17条 適切な情報の入手/第24条 健康・医療への権利
  - 第27条 生活水準の確保/第28条 教育を受ける権利
  - 第31条 休み、遊び権利
- ・教育基本法
- ・児童福祉法
- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律

## 10 相談・連絡先

- ・こども支援課 こども家庭センター担当
- ・福祉総務課 総合相談支援室

## 初期情報シート

ふりがな  
氏名

(歳)( )

## 1. ヤングケアラーと思われる理由

--

## 2. ヤングケアラーと思われる状況（該当する項目に□・聞き取り内容を記載）

※複数のきょうだいがいる場合には、分かるように名前を記入してください

## 【子どもについて】

- 登校状況
  - 欠席が多い、不登校
  - 遅刻や早退が多い
  - 幼稚園や保育園に通園していない
  - 高校に在籍していない
- 学習面
  - 授業中の集中力が欠けている、居眠りをしていることが多い
  - 学力が低下している
  - 宿題や持ち物の忘れ物が多い
- 生活面
  - 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）
  - クラスメイトとの関わりが薄い、一人でいることが多い
  - 保健室で過ごしていることが多い
  - 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）
  - 極端に痩せている、痩せてきた
  - 極端に太っている、太ってきた
  - 生活リズムが整っていない
  - むし歯が多い
- 放課後・校外
  - 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
  - 家族の付き添いをしている姿をみかけることがある
  - 家族の介護をしている姿をみかけることがある
  - 子どもだけの姿をよく見かける
  - 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない
- その他（様子等）
  - 表情が乏しい
  - 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
  - 精神的な不安定さがある
  - 家族・将来 に対する不安や悩みを口にしている
  - 会話の中で「家族が心配だ」とか「自分が面倒を見なければならない」といったことを漏らすことがある

### 【保護者との関りについて】

- 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- 学校（部活を含む）に必要なものを用意してもらえない
- 弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い
- 部活に入っていない
- 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- 校納金が遅れる。未払い
- 必要な病院に通院・受診ができない、服薬できていない
- 予防接種を受けていない

### 【担っているケア・サポートについて】

①



- 障がいや病気のある家族に代わり  
買い物・料理・掃除・洗濯などの  
家事をしている

②



- 幼いきょうだいの世話をしている
- きょうだいの送迎をしている

③



- 障がいや病気のあるきょうだい  
や家族の世話や見守りをしている

④



- 目を離せない家族の見守りや  
声かえなどの気づかいをして  
いる

⑤



- がん・難病・精神疾患など  
慢性的な病気の家族の  
看病をしている

⑥



- 障がいや病気のある家族の入浴や  
トイレの介助をしている

⑦



- 保護者が日本語を話せず、子ども自身が  
各種手続きの通訳を担っている

⑧



- 家計を支えるために労働をして障がいや  
病気のある家族を助けている
- 生活のために（家庭の事情により）  
就職・アルバイトをしている

⑨



- アルコール・薬物・ギャンブル問題を  
抱える家族に対応している

⑩



- 心が不安定な家族の  
話を聞いている

### 3. 家族について

	家族構成	同・別居	ケアしている人	ケア内容(番号)	その他(各種手帳・病名・経済面等)	サービス利用の有無
母親(養母・継母)	同・別					
父親(養父・継父)	同・別					
きょうだい(1)人	同・別					
祖母(母方・父方)	同・別					
祖父(母方・父方)	同・別					
その他( )	同・別					

↑◎ヤングケアラー(疑い)、○ケアラー(疑い)

【サービス利用の状況】  
※誰に対してどのくらいの頻度でどのようなサービスが入っているかを記入

□障害の程度や要介護の重さと比較して、実際に利用している公的サービスが少なく  
主に家族内で介護をしている

□公的サービスに関し、契約者が「人手もあるので家族内で面倒を見る」など子どもの存在を  
前提として、積極的な利用を行わない傾向にある

#### 【ケア・サポートについて】

①ケア・サポートに費やしている時間



平日	休日	時間
		1時間未満
		1時間以上2時間未満
		2時間以上4時間未満
		4時間以上6時間未満
		6時間以上8時間未満
		8時間以上

### 4. こども自身の認識や意向について

①体調面での自覚症状の有無 □なし □あり( )

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか  
□話せていない □話せている→誰に( )

③こども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか  
□いない □いる→誰か( )

④こども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか  
□認識していない □認識している( )

⑤こども自身がどうしたいと思っているか(想い・希望)

### 5. 相談者・周囲の想い・希望